

新型コロナウイルス感染症に関する取扱いについて

(コロナ関連の収入確認の特例は令和6年3月末日までです。4月以降は従前の取扱いに戻ります。)

被扶養者の収入が認定基準額 130 万円以上となった場合 (給与収入が3か月連続で月額基準額 108,334 円以上となった場合も含む。)、被扶養者の資格取消となります。

特例期間中の取扱いですが、新型コロナウイルス感染症に関する収入については、令和6年3月末日まで次のとおり取扱い、認定基準額以上の収入を得た場合でも、直ちに資格取消とならない可能性がありますので、調査のお手続きの際に併せてご確認ください。

該当の有無や取扱いのお問い合わせについては共済組合保険課 資格担当 (083-925-6142) までご相談ください。

○新型コロナウイルス感染症に関する各種給付金等について

新型コロナウイルス感染症に関する各種給付金等 (以下「給付金等」と言う。) は一時的に給付されるものであることから、被扶養者の収入に含めないものとします。

給付金等に関する提出書類は次のとおりとします。

- ・ 非課税の給付金等 (特別定額給付金、子育て世帯臨時特例給付金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金など)

提出書類はありません。

- ・ 課税対象の給付金等 (持続化給付金など)

金額の確認できる書類 (通知書や明細書の写し) の提出が必要です。

- ・ 給与収入がある被扶養者について、給付金等 (雇用調整助成金など) を受けた勤務先が給与に加えてコロナ対応に伴う金額を支給した場合

被扶養者資格確認届書と併せてご提出いただく労働条件等証明書 (勤務先が証明する書類) に「新型コロナウイルス感染症に関する給付金等に伴い給与額が増えた旨」と「該当する期間及び金額」を追加で証明を受けてください。

○新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職として収入を得た場合

コロナウイルス関連の収入確認の特例については[こちら](#)

別途手続きが必要ですので、共済組合保険課 資格担当までご連絡ください。

○新型コロナウイルス感染症に対応するために、一時的に収入が増加した場合

新型コロナウイルス感染症に伴う一時的な対応により、雇用契約を行った時点では想定していない一時的な給与収入増加で認定基準額以上となった場合は、被扶養者資格を直ちに取消さないこととしています。

被扶養者資格確認届書と併せてご提出いただく労働条件等証明書（勤務先が証明する書類）に「新型コロナウイルス感染症に伴う対応（詳しい内容）により給与額が増えた旨」と「該当する期間」を追加で証明を受けてください。

※新型コロナウイルス感染症に関する各種給付金等や対応に伴う収入増加以外の収入で、認定基準額以上の収入額となった場合は、被扶養者資格取消しとなります。

※被扶養者が健康保険の被保険者となった場合は、上記にかかわらず健康保険の資格取得日から被扶養者資格取消しとなります。